令和８年度（2026 年度）電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金（後期）

補助概要

補助額	１件につき１０万円
補助件数	７０件（※）
申請期間	令和８年１０月１９日（月）～令和９年３月５日（金）

※後期の補助件数（65 件）に加え、前期の申請で不交付決定となった件数（５件）を後期分に繰り越します。そのため、後期の EV 等は 70 件受け付けます。

補助対象者

個人	熊本市に住民登録がある者
事業者	熊本市内に事業所を有する者で、以下のいずれかに該当する者 ㈠　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者 ㈡　中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項各号に掲げる中小企業団体 ㈢　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条に規定する医療法人 ㈣　法人税法（昭和４３年法律第３４号）第２条第６号に規定する公益法人等及び第７号に規定する協同組合等
自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）において所有者（所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者）として記載されている者	
市税の滞納がない者	
熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者	

補助対象車両

令和８年（2026 年）３月１日～令和９年（2027 年）２月末までの間において初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること
国の補助（クリーンエネルギー自動車（CEV）補助金（外部リンク））の補助対象である車両
外部給電機能（1500W 以上の給電能力または V2L/V2H への接続が可能）を有する車両
自動車検査証記録事項における登録年月や交付年月と、初度登録年月が同一の車両
自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）における使用の本拠の位置が熊本市内であること
補助対象経費が５０万円以上であること

※所有権留保付クレジットによる購入（残価設定型クレジット（残クレ））は対象ですが、リースでの契約は対象とはなりません。ご注意ください。

補助対象経費

補助対象車両の購入費 ※値引きがある場合は、値引き後の金額とし、工事費・配送費等の諸経費や消費税相当額は控除した額 ※給電機能がオプションの場合は、その購入費（工事費等を除く）を含む

担当課：熊本市脱炭素戦略課（熊本市役所　７階）
TEL：096-328-2355

令和８年度（2026 年度）電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金（後期）

必要書類※交付申請書兼実績報告書以外写し可

書類説明	例	補足情報
交付申請書兼実績報告書（様式第１号）		オンライン（LoGo フォーム）で申請を行う場合は不要。
補助対象車両の購入経費の内訳等、契約内容が確認できる書類	契約書、注文書等	給電機能がオプションの場合には、給電機能を追加したことが内訳に示されていること
補助対象車両に係る自動車検査証記録事項		自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証
支払いが完了していることを証明する書類	領収書、ローン契約書、清算書等	契約書等に記載された金額についての支払いを確認
住民票		本籍地及びマイナンバーの記載がないもの ※個人からの申請の場合のみ必要
申請の住所において事業活動を営んでいることがわかる書類		※申請者の住所と登記事項証明書に記載のある住所が異なる法人の場合のみ必要
商業登記又は法人登記の登記事項証明書	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	発行から３か月以内のもの ※法人の場合のみ必要
確定申告書Ｂ		※個人事業主の場合のみ必要
誓約書（様式第２２号）		※非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合のみ必要
直近の定款		※非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合のみ必要
給電機能の有無が確認できる書類	カタログ、メーカーホームページ等	※給電機能が標準仕様の場合のみ必要
補助金の振込先が確認できる書類	通帳の写し等	銀行名、支店名、口座名義、口座番号が確認できること

担当課：熊本市脱炭素戦略課（熊本市役所　７階）
TEL：096-328-2355